

表. 鍼灸安全対策ガイドライン2025年版（ドラフト案）—加筆修正箇所—

改訂による加筆修正箇所を示す（変更前→変更後）。ただし参考文献は除く。

I. 安全対策に関する用語の定義と分類

項目	頁	変更前（2020年版）		頁	変更後（2025年版／ドラフト案）	備考
関連用語の定義	1	6. リスクマネジメントとは、医療事故を未然に防ぐ、あるいは発生した事故を速やかに処理し被害を最小限に防ぐための行動あるいは活動のことである。リスク管理や医療安全管理もリスクマネジメントと同義とする。 [1]	▶	1	6. リスクマネジメントには、様々な定義がある。そこで、本ガイドラインでは、医療事故を未然に防ぐ、あるいは発生した事故を速やかに処理し被害を最小限に防ぐための行動あるいは活動をリスクマネジメントと定義する。リスク管理や医療安全管理もリスクマネジメントと同義とする。 [1]	—

II. 安全対策の一般的要求事項と注意事項

項目	頁	変更前（2020年版）		頁	変更後（2025年版／ドラフト案）	備考
リスクマネジメント	6	7. アクシデントやインシデントが発生した場合、当該の施術者は、それをアクシデント・インシデントレポートとしてまとめ原因を分析し、その情報を施術所のスタッフで共有するとともに予防策を検討し、再発防止に努めることが推奨される。 [3,4]	▶	6	7. アクシデントやインシデントが発生した場合、当該の施術者は、それをアクシデント・インシデントレポートとしてまとめる。その後、レポートを基に原因を分析し（可能であれば複数名での分析が望ましい）、その情報を施術所のスタッフで共有するとともに予防策を検討し、再発防止に努めることが推奨される。 [3,4]	—

III. 感染防止対策

項目	頁	変更前（2020年版）		頁	変更後（2025年版／ドラフト案）	備考
施術所の衛生管理	17	3. 消毒薬の噴霧による環境表面の消毒は推奨されない。 [4,5]	▶	18	3. 消毒薬の噴霧による消毒は、汚染除去の方法としては不十分なため、空気や環境表面の消毒としては推奨されない。 [4,5]	—
標準予防策 － 施術ベッドとその周辺環境の衛生管理 －	22	1. 施術ベッドの環境表面を消毒する際は、中水準消毒薬（アルコール系消毒剤、次亜塩素酸ナトリウムなど）または低水準消毒薬を用いた清拭が推奨される。消毒薬の噴霧による環境表面の消毒は推奨されない。 [1,2]	▶	23	1. 施術ベッドの環境表面を消毒する際は、中水準消毒薬（アルコール系消毒剤、次亜塩素酸ナトリウムなど）または低水準消毒薬を用いた清拭が推奨される。消毒薬の噴霧による消毒は、汚染除去の方法としては不十分なため、環境表面の消毒としては推奨されない。 [1-5]	—
施術野の消毒	25	1. 鍼施術を行う場合は、施術野を消毒しなければならない。 [1]	▶	26	1. 鍼施術を行う場合は、施術野を消毒しなければならない。 [1] 一方、灸施術における施術野の消毒については、法律に定められておらず、必要とする根拠もないため、本項目では言及しない。	—

IV. 有害事象防止対策

項目	頁	変更前（2020年版）		頁	変更後（2025年版／ドラフト案）	備考
気胸（新設）	—	該当箇所なし	▶	35	本文参照	本文・参考文献を新たに追加
折鍼・伏鍼・異物	35	4. 完全に埋没するなどして抜鍼が困難であれば、患者にその旨を伝えるとともに、伏鍼摘出の適否を相談するために医療機関への受診を勧めるべきである。 [1-4]	▶	39	4. 折鍼が生じ、鍼が完全に体内へ埋没するなどして抜去困難となった場合は、患者にその旨を伝えるとともに、速やかに医療機関を受診できるよう手配しなければならない。 [1-5]	—

副作用（有害反応） (3) 抜鍼困難（渋鍼）	38	2. 抜鍼困難（渋鍼）を避けるため、運動鍼療法など特別な施術を除き、事前に患者に対し施術中（特に置鍼中）は体動を控えるよう指導しておくべきである。	▶	42	2. 抜鍼困難（渋鍼）や折鍼を未然に防ぐために、筋内への刺鍼中に随意的に筋を収縮させる（関節運動をさせる）ような施術は控えるべきである。また、事前に患者に対し施術中（特に置鍼中）は体動を控えるよう指導しておくべきである。	—
鍼の抜き忘れ	39	該当箇所なし	▶	43	1. 鍼の抜き忘れは、①使用した鍼の数え間違い、②抜鍼したとの思い込み、③抜鍼後の確認を怠る、といった施術者の不注意で生じる。よって、各々の要因に対する対策が必要となる。	新たに追加
鍼の抜き忘れ		該当箇所なし	▶	43	3. 鍼の抜き忘れが判明した場合は、速やかに鍼を回収し、患者の身体に異常がないか確認するとともに、鍼に損傷がないかどうか点検を行わなければならない。	新たに追加

V. 関連療法の安全対策

項目	頁	変更前（2020年版）		頁	変更後（2025年版／ドラフト案）	備考
低周波鍼通電療法	42	低周波鍼通電療法（鍼通電）は、生体に刺入した毫鍼を介して、生体に低周波の電気刺激を与える療法である。	▶	46	低周波鍼通電療法（以下、鍼通電）は、生体に刺入した2本の毫鍼を電極（鍼電極）として、低周波の電気刺激を与える療法である。なお、良導絡療法などで用いられる鍼陰極直流通電療法は、本項目には含めない。	新たに追加
低周波鍼通電療法 (1) 使用する鍼具	42	該当箇所なし	▶	46	3. 鍼通電の実施にあたっては、使用する鍼が鍼通電に使用可能であるか否かを添付文書で確認すべきである。また、鍼電極低周波治療器の添付文書あるいは取扱説明書に、使用する鍼の条件が指定されている場合はこれに従うべきである。	新たに追加

低周波鍼通電療法 (2) 使用する機器	42	2. 通電装置および通電コードの使用にあたっては、施術者が事前に点検を行うべきである。また、定期的な保守点検を受けることが望ましい。	▶	47	2. 通電装置の使用にあたっては、添付文書および取扱説明書を確認し、事前に通電装置が正常に作動することを確認しなければならない。また、定期的な保守点検を受けることが望ましい。	—
灸頭鍼療法 (1) 使用する鍼具・灸具	44	1. 灸頭鍼では、鍼体および鍼柄ともに金属製でかつ耐熱性の毫鍼を使用しなければならない。	▶	49	1. 灸頭鍼に用いる鍼は、鍼体および鍼柄ともにステンレス製でかつ耐熱性の毫鍼を使用しなければならない。また、滅菌済み単回使用毫鍼の使用が推奨される。 [1]	—
鍳鍼法・小児鍼療法	47	鍳鍼法や小児鍼療法は、皮膚へ非侵害性の機械刺激を与えるものであり、前者では鍳鍼を、後者では主に皮膚鍼を用いる。	▶	52	鍳鍼療法や小児鍼療法は、皮膚や筋へ非侵害性の機械刺激を与えるものであり、前者では鍳鍼を、後者では主に皮膚鍼を用いる。本ガイドラインでは、鍳鍼を除く皮膚刺激を目的とした刺さない鍼を皮膚鍼と称する。	—
皮内鍼法・円皮鍼法 －耳鍼療法を含む－	48	8. 皮下鍼は、入浴、シャワー、水泳、発汗など、多量の水に濡れると剥落しやすくなる。剥落した皮下鍼による事故を防止するため、事前に剥がすことが推奨される。	▶	53	8. 皮内鍼・円皮鍼は、入浴、シャワー、水泳、発汗など、多量の水に濡れると剥落しやすくなる。剥落した皮内鍼・円皮鍼による事故を防止するため、事前に剥がすことが強く推奨される。	—
粒鍼療法 －耳鍼療法を含む－	50	該当箇所なし	▶	55	2. 粒鍼の外耳道への迷入を避けるために側臥位での施術は避けることが望ましい。	新たに追加

附録 関連用語の解説

項目	頁	変更前（2020年版）		頁	変更後（2025年版／ドラフト案）	備考
か行	—	該当箇所なし	▶	57	緊張性気胸 肺や気道から胸膜腔への空気の漏れが一方弁のようになり、胸腔内圧が上昇し縦隔偏位をきたし、静脈灌流を低下させてショックとなった状態。	新たに追加

か行	—	該当箇所なし	▶	58	血気胸 気胸と血胸（胸膜腔に血液が貯留した状態）が同時に存在した状態。	新たに追加
た行	—	該当箇所なし	▶	59	ダブルチェック 二重に（2回）チェックすること。2人型（2人で行う）、1人連続型（1人が連続して確認する）、1人時間差型（1人が1回目と2回目の確認作業の間に時間を空ける）、1人双方向型（1人が1回目と2回目で確認する方向を逆にする）などがある。	新たに追加
た行	55	低周波鍼通電療法 生体に刺入した毫鍼を介して、生体に低周波の電気刺激を与える療法のこと。	▶	59	低周波鍼通電療法 生体に刺入した2本の毫鍼を電極（鍼電極）として、低周波の電気刺激を与える療法である。	—
は行	—	該当箇所なし	▶	61	鍼刺し 医療現場では、患者に使用した針（注射針など）や鋭利器材によって他者が受傷した場合を「針刺し・切創」という。本ガイドラインでは患者に使用した鍼を誤って他者に刺してしまうことを「鍼刺し」とした。	新たに追加
は行	56	皮下鍼 刺入する鍼の一つ。皮膚および皮下組織の刺激を目的とする鍼体長の短い鍼の総称。刺入した鍼が脱落しないよう、鍼柄部分あるいは体外に露出した鍼体部分に絆創膏を貼付する。円皮鍼と皮内鍼に大別される。	▶	61	項目を削除	—